

中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ
の設置について(案)

平成29年5月 日
大学院部会決定

専門職大学院に関する諸課題について、専門的な調査審議を行うため、大学院部会に以下のとおり、専門職大学院ワーキンググループを設置する。

1. 専門職大学院ワーキンググループの審議事項

- (1) 専門職大学院制度の見直しに関する方策について
- (2) その他専門職大学院の機能強化のために審議すべき事項について

2. 専門職大学院ワーキンググループの委員

- (1) 専門職大学院ワーキンググループの委員は、大学院部会長が指名する。
- (2) 専門職大学院ワーキンググループに主査を置き、大学院部会長が指名する。
- (3) 主査に事故があるときは、専門職大学院ワーキンググループに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3. 専門職大学院ワーキンググループの設置期間

専門職大学院ワーキンググループの設置期間は、設置された日から平成31年2月14日までとする。

4. 大学院部会への報告

専門職大学院ワーキンググループは、審議状況を適宜、大学院部会へ報告するものとする。

5. その他

- (1) 専門職大学院ワーキンググループの庶務は、大学振興課の協力を得て専門教育課で処理する。
- (2) ここに定めるもののほか、議事の手続その他専門職大学院ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、主査が専門職大学院ワーキンググループに諮って定める。